

文化 第78巻 第3・4号 一秋・冬一 別刷
平成27年3月25日発行

特定秘密保護法に関する記者会見記事の 批判的談話分析

— ミクロ面の分析を中心に —

名 嶋 義 直

特定秘密保護法に関する記者会見記事の 批判的談話分析

— ミクロ面の分析を中心に —

名 嶋 義 直

1. 研究課題

特定秘密保護法を成立させた政権にとって、成立直後に開かれた記者会見は再度自らの主張を述べ、各方面からの批判に耐えるだけの論陣を張る場である。そこでは権力の維持や強化が行われるはずである。それはどのような語りや論理で行われたのであろうか。本稿と相補的關係を成す名嶋（近刊）は、その記者会見談話をテキストの主題・連鎖・構造というマクロ的な観点から考察し、そこに「すり替え」や「見せかけ」が観察できると述べている。一方で、テキスト性というものが、結束性と一貫性の両方を有するものである以上、ミクロ面とマクロ面の双方からの考察が求められる。そこで、本稿では、推論を橋渡しする論理や言語形式といったミクロの特徴に焦点を当てて考察する¹。

2. 方法論

「権力の維持や強化」の実態を談話の分析を通して考察するにふさわしい理論的枠組みに批判的談話分析（Critical Discourse Analysis, 以下、CDA）がある。タウン・A・ヴァン・デイク（2010）によれば、CDAとは、「その焦点は社会問題にあり、特に権力の濫用や支配の生産および再生産における談話の役割にある」もので『姿勢を伴った』談話分析であるという。そして「被支配グループ」と「テキストやトークを悪用して、自分たちが濫用する権力を確立し、強固にし、または、正当化する人たちに対する抵抗と不同意の態度とを結びつける」ものであるとされる（同、p.134）。本研究の目的に合致する枠組みであると言えよう。

分析する媒体は新聞記事である。新聞は保存性も良好で時間や空間を超越し

て読むことができる上に、Web 上でもアクセスが可能であり、未だ社会への影響も強いと考えられるからである。首相官邸 HP で元の発言を確認すると、首相の談話が先にあり、続いて毎日新聞と産経新聞の記者との質疑応答があったことがわかった。そこで最も種々の発言内容が詳細であった朝日新聞記事²を分析する。

分析対象の談話は、紙幅の都合により、分割して各セクション毎に提示する。段落構成は執筆者が分析を行う過程で変更している。記事の1段落を複数に分割した部分があり Web サイト上の記事と異なるが、内容や順番は変更していない。各段落に付した番号は執筆者が記したものである。(9)までが首相の単独談話、(10)以降が質疑応答の回答である。毎日新聞の質問に対する回答は(10)から(17)、産経新聞の質問に対する回答は(18)・(19)である。

3. 各段落のミクロ的観点からの分析

3.1 国家間の課題：背景

- (1) 世界各国では国家秘密の指定、解除、保全などには明確なルールがある。そのため、我が国がこうした秘密情報の管理ルールを確立していなければ、そうした外国からの情報を得ることはできない。さらに、提供された情報は第三者に渡さないのが情報交換の前提だ。いわゆるサードパーティールールだ。(下線、引用者。以下同様)

実線部が示すように、(1)で述べられているのは「国家間の課題」である。まず法案が出てきた背景が列挙される。最初の波線が示すように、世界の国々には同じような法があるということを前提とし、それによって「世界／日本」という対立軸を想起させ、「日本はどうであるか」という解釈に誘導する。次に「我が国がこうした秘密情報の管理ルールを確立していなければ、そうした外国からの情報を得ることはできない」と述べ、読み手を「情報が得られないのは困る」、「情報を得るためにその種の法律が必要だ」という解釈へと導く³。この解釈はヴォダック(2010)の言う「～ならば、～である」や「～であるから、～である」等の、ある想定と別の想定とを橋渡しする論理命題(トポス)を介した推論によって構築されていると考えられる。ヴォダック(2010)は15のトポスを挙げている(pp.107-111)。

表1 トポスの類型

トポスの名称	論理命題
有利性・有用性のトポス	ある特定の重要な観点からみて、ある行為が有用であれば、人はそれを遂行すべきである。
無用性・不利性のトポス	ある既存の決定事項が目的達成のために役に立たなかったり不利になるのであれば、その決定は変えられなければならない。
危険・脅威のトポス	もしある政治的な行為や決定が、特定の危険や脅威をもたらす結果になるのであれば、それをすべきではない。もしある特定の危険や脅威が存在するのなら、それらに対して何らかの手を打つべきである。
定義のトポス、名前の解釈のトポス	もしある行為、物事、あるいは人（人々の集団）がXと名付けられたり指定されたなら、その行為、物事、あるいは人（人々の集団）はXの（字義通りの意味）が含意する性質や特性、属性を持つ、もしくは持っているはずである。
人道主義のトポス	ある政治的行為や決定が人権ないし人道的信念や価値観と一致するならば、あるいは、一致しないならば、人はその行為や決定を行うべきである、あるいは、行うべきではない。
責任のトポス	ある国家または人々の集団が特定の問題の出現に関与しているのだから、その国家ないしその集団はそれらの問題の解決策を見つけるために行動すべきである。
正義のトポス	もし人々や行為、状況が特定の観点から見て平等であるなら、その人々／それらは同じように扱われるべきである。
負担または負荷軽減のトポス	もしある個人や組織、国家に対して特定の問題により負担がかかっているのなら、それらの負担を減らすよう行動すべきである。
財政のトポス	もしある特定の状況や行為が、非常に多くの出費や収入の損失をもたらすのなら、その費用を減らすか、損失を避けるよう行動すべきである。
現実のトポス	現実がその通りであるのだから、ある特定の行為／決定がなされなければならない。
数のトポス	数がある特定のトポスの証拠となるのであれば、ある特定の行為が実行されるべきである。
法のトポスもしくは権利のトポス	法律、または成文化した規範が特定の政治決定上の行為を命じるか、もしくは禁じるならば、その行為は実行されるか、もしくは実行されてはならない。
歴史のトポス	特定の行為が特定の帰結を生むということを歴史から学ぶことができるため、言及された歴史上の例と比較できる（とされる）特定の状況においては、特定の行為を実行するか、または実行してはならない。

文化のトポス	ある特定の人々の集団の文化がそのようであるために、特定の問題が特定の状況で起こる。
悪用のトポス	援助に対する権利や申し出が悪用されるなら、その権利は変更されるか、またはその援助が撤回されるか、悪用を防ぐための措置が図られるべきである。

(1) に関しては、「もしある行為、物事、あるいは人（人々の集団）が X と名付けられたり指定されたなら、その行為、物事、あるいは人（人々の集団）は X の（字義通りの意味）が含意する性質や特性、属性を持つ、もしくは持っているはずである」という「定義のトポス」（同、p.108）を利用し、「日本はここでいう世界の国々に含まれるのだから、そういう法律を持っているはずだ。もし持っていないなら世界の国に入らない」という解釈を誘発させることができる。さらに、「同調／孤立」という対立軸を利用して、聞き手・読み手の中にある「孤立は悪いこと」という価値観を活性化させ、「ある既存の決定事項が目的達成のために役に立たなかったり不利になるのであれば、その決定は変えられなければならない」という「無用性・不利性のトポス」（同、p.108）と「ある特定の重要な観点からみて、ある行為が有用であれば、人はそれを遂行すべきである」という「有利性・有用性のトポス」（同、p.107）を利用して国民に判断を促し、「法案は国益に資するもので必要である」という解釈を誘発させることが可能になっている。その結論は「現実がその通りであるのだから、ある特定の行為／決定がなされなければならない」という「現実のトポス」（同、p.110）にも合致したものである。その推論過程を辿ると次のようなものになるであろう。ゴチック部分は言語化されているもの、（ ）の中の部分は言語化されていないが想定されうるものである。

諸外国には秘密を保護する法律がある >（定義のトポス：日本はいわゆる世界の国に含まれる。だからそういう法律を持っているはずだ）>**そのような法律がないと世界から情報がもらえない** >（日本にそのような法律がない。日本は世界から情報がもらえない）>（日本は世界から孤立する）>（孤立は望ましくない）>（無用性・不利性のトポス：孤独は避けるべきだ。これまでの制度を変える必要がある）、（有利性・有用性のトポス：そういう法律を持つことは世界の国々と同列になるので有用だ）>（現実

のトポス：それが現実なのだから、やらなければならない) > (【結論：秘密を保護する法律が必要だ】)

その論理的な結論を明示的に述べるのではなく、前提や既有知識、価値観や論理を使用して導き出すことを読み手に委ねている点に注意が必要である。

(1) では「日本」が主体として明示的には言及されていない。「世界各国」というカテゴリーにどのような国が入るのかも明示されていない。主体も対象も明示されないうまま「世界と同調するために法が必要だ」ということが述べられている。ここで話者は経済分野で頻繁に謳われる「グローバルなスタンダード」に価値を見出す社会風潮を利用している。「世界に合わせ、普通の国になることが重要」という価値観である。経済的な価値観が政治的なテキストに流入している。または、政治的なテキストが経済的な価値観を取り込んでみるとみることもできる。

3.2 国家から国民へのすり替え：必要性の暗示

(2) その上でチェック機能をどう作るかが課題となった。日本を守っている航空機や艦船の情報が漏洩(ろうえい)してしまうという事態になれば、国民の安全が危機に瀕(ひん)することになる。また、人命を守るためには、なんとしてもテロリストへの漏洩を防止しなければならない。

(2) では「国民の安全」や「人命を守る」という表現が使われている。主な論旨は「秘密情報をチェックする仕組みが必要だ。なぜかという、漏洩が国民の安全や人命を脅かすからだ」であり、「国家レベル」ではなく「国民レベル」での課題が述べられている。ここに(1)との関係において「話題の対称性」を見出すことができる。しかし、それは単なる対称性だけの問題ではない。「日本を守っている航空機や艦船の情報」という部分が指示するものとして真っ先に思い浮かぶのは自衛隊であると思われるが自衛隊とは明言していない。ここで「日米安全保障条約」や「日米同盟」に基づく国家間関係を想起すると、(1)で言及されていた「世界各国」がどこを指すのか、日本に情報を提供する国として最も現実的な国がどこなのかが見えてくる。それはアメリカである。つまり、特定秘密保護法はアメリカなどとの間の国家的な情報のやり

取りを前提とする法律であると見なすことができる。国家のための法律を国民のために必要なのだと言うことは、本質を見えなくさせる一種のすり替えであると言えよう。

最後の波線部のように「テロリストへの漏洩」も想定されている。しかし、テロというものは、個人が巻き込まれることはあっても、本質的には国家や組織や権力に対して行われるものである。したがって、ここでも、「国家レベル・権力レベル」における「危険」が、「国民」における「生命・財産の危機」にすり替えられている。「誰が」という主体と「何を」という対象との双方ですり替えが行われている。「国民の不安を煽り」「あなたを守る法律である」と言うことで、「わたし」にとっての必然性・緊急性を明示的に伝達し、「国家レベルの問題に対処する法律」の必要性を個人レベルで「正当化」している。このすり替えを巧妙に担保しているのが「堤諭」である。国民は国家の一部であり、「下位語で上位語を指し示す」堤諭が成り立つ。よって、国民の生命財産の危機は国家の危機でもあると言える。

ここで推論に活用されているのはヴォダック（2010）の言う「ある政治的行為や決定が人権ないし人道的信念や価値観と一致するならば、あるいは、一致しないならば、人はその行為や決定を行うべきである、あるいは、行うべきではない」という「人道主義のトポス」（同、p.109）と、「ある特定の危険や脅威が存在するのなら、それらに対して何らかの手を打つべきである」という「危険・脅威のトポス」（同、p.108）である。そこで次のような推論が行われることになる。ゴチックの部分・（ ）の中の部分の意味は（1）に関する考察の場合と同じである。

国家間で秘密のやりとりをするときのチェックが課題である>国民を守る航空機や艦船の情報が漏れると、国民が危険に晒される>テロリストに情報が漏れると、国民の生命財産が危険にさらされる>（人道主義のトポス：人命を守らなければならない）、（危険・脅威のトポス：危険や脅威を避けるべきだ）>漏洩を防ぐべきだ>（現実のトポス：それが現実なのだから、やらなければならない）>【結論：秘密を保護する法律が必要だ】

（2）では推論に関わる要素の中で言語的に明示化されている要素が多い。誰にとって必要なのかという主体は非明示的であるが、「国民」という危険に

晒される対象が明示されているので、国民にとって必要だったという読み方が誘発される。ただし、すり替えが行われているので、本当に必要なのは国家にとってである。「国家レベル・権力レベル」の話が展開した(1)で、日本という「主体」と情報の提供を受ける他国という「対象」に関する多くの部分が聞き手・読み手の想定に委ねられていたのとは対称的である。そこから、「国家・権力に関することは暗示的に述べる」「国民に関することは明示的に述べる」というレトリックが取り出せる。それと上で指摘した「主体と対象双方のすり替え」とを合わせて考えると、「国家・権力に関することを暗示」し「国民に関することを明示」するというレトリックの存在が、「国家・権力を背景化」し「国民を前景化」することを容易にし、その結果、巧妙にすり替えを遂行することができたと言える。

「危機に瀕することになる」の「～することになる」はその帰結が避けられないものである印象を聞き手・読み手に与える。「～しなければならない」は「事態を生起させる」方向で「対象者を拘束する」当為表現である。その使用によって文の内容は個人レベルのものではなく「広く一般に従うことが望ましいもの」として解釈されることになり、結果的に論理が強化される。

3.3 必要性の明示：自己肯定

- (3) 国民の生命と財産を守るためには国家安全保障会議の設置とあわせて、一刻も早く特定秘密保護法を制定することが必要だった。

(2)で暗示的に主張された「法案の必要性」は、(3)で「一刻も早く」という表現で「緊急性」も加えて明示される。ここでは「ある特定の危険や脅威が存在するのなら、それらに対して何らかの手を打つべきである」(ヴォダック, 2010 ; p.108)という「危険・脅威のトポス」, 「現実がその通りであるのだから、ある特定の行為／決定がなされなければならない」という「現実のトポス」(同, p.110)が利用されていると考えられる。「現実課題や危険があるのだから、それを解決する法律の制定が必要だったのだ」という正当化である。そこに見られる行動は「危機を煽り、緊急性に訴え、必要性を主張する」というものである。そして、「ある国家または人々の集団が特定の問題の出現に関与しているのだから、その国家ないしその集団はそれらの問題の解決策を見つけるために行動すべきである」という「責任のトポス」(同, p.109)を利

用することによって「やるべきことをやるという責任を果たした」という自己の正当化も可能になる。

この法律が国家間レベルで必要とされているものであることを示すもう一つの証拠が、「国家安全保障会議の設置とあわせて」という記述である。「国家安全保障会議」とは、同記事（分析対象外）に見られる表現で言えば「日本の外交安全保障政策の司令塔たる」ものである⁴。外交は国民個人レベルの行為ではなく国家レベルの行為である。つまり、特定秘密保護法案は、それが結果的に個人の生命や財産を守ることにつながることはあっても、第一義的には国家の安全保障のための法案であることが明らかである。ここからも（1）から（2）へという展開の過程で、国家・権力レベルにおける問題が、国民個人の問題にすり替えられていることが確かめられる。なお、「一刻も早く」という副詞句は（10）で述べられる「丁寧な説明をすべきであったという反省」に対する抗弁として使用されていると考えることもできる。「丁寧に説明をすべきであったが行わなかった。危機に瀕して一刻も早くこの法律を制定することが必要だったためだ」という正当化である。

3.4 審議過程の自画自賛：自己肯定

- （4）国会審議を通じて日本維新の会、みんなの党など与野党で幅広い議論をいただいた結果、12の論点について法案修正がなされたことは大きな成果であり、良い法律にすることができたと考えている。

まず国会審議の経緯と評価が総括される。「与野党で幅広い議論」というものの、野党として名称が挙っているのは2党のみであり、法の制定に積極的だった自分側の少数で野党全体を代表させるすり替えが観察できる。「いただいた」という恩恵を受けたことを表す謙譲語の使用はへりくだる低姿勢をイメージさせることで謙虚に修正に応じた姿を想起させ、修正箇所を「12」と数え上げ実数を提示することで、かなり折れて柔軟に妥協したことを暗示する効果を持っている。しかし、政権側が常にイニシアティブを取っていたことは語られずそこには見せかけがある。

加えて、その修正点について、原案ではどうなっていて修正でどこがどう変わったのかについては何も触れられず、質の面でよりよい修正が行われたのかどうかは一切不明である。その情報は「抽象的」で「対象非明示」という特徴

を有している。人は一般的に「多いことはいいことだ」というスキーマを持っている。また、「修正」という語には、国民に「ある行為が有用であれば、人はそれを遂行すべきである」という「有利性・有用性のトポス」(ヴォダック, 2010; p.107)を想起させる引き金的な機能を期待できる。この段落の前半部分ではそれらを利用して自らの姿勢と法案に対する肯定的評価を誘発しようとしていると言えよう。更に「なされた」という受け身形を用いていることで、「修正した主体=自分たち」を主格から格下げして非明示的とし、自画自賛になることを巧妙に避けていると言える。最後の文が「考える」ではなく「考えている」になっている点は、「ている」のアスペク的な意味機能から、その肯定的評価が「以前から定まっていた」という解釈を聞き手・読み手に与える。そして、定まっていたものは強固さを喚起させる。

ここでも「ある国家または人々の集団が特定の問題の出現に関与しているのだから、その国家ないしその集団はそれらの問題の解決策を見つけるために行動すべきである」という「責任のトポス」(同, p.109)を利用して「やるべきことをやるという責任を果たした」という自己の正当化を行っていると言えよう。

3.5 国民の懸念の払拭：他者否定

- (5) 審議過程では、秘密が際限なく広がる、知る権利が奪われる、通常の生活が脅かされる、といった懸念の声もあった。
- (6) しかし、そのようなことは断じてあり得ない。今でも政府には秘密とされている情報があるが、今回の法律により今ある秘密の範囲が広がることはない。そして、一般の方が巻き込まれることも決してない。
- (7) 報道などで友達から聞いた話をブログで書いたら民間人でも厳罰とか、映画などの自由な創作活動が制限される、といった話を耳にして不安を感じている方々もいるかもしれない。
- (8) しかし、そういうことは決してない。

(4)で肯定的評価を与えた上で、(5)から(8)では「国民の懸念」を「対象を明示」して打ち消す談話行動が2回繰り返される。(5)と(7)では国民から法案に対して出された具体的で明示的な「懸念の声」が複数提示される。国民の懸念の声は法案や政府に対する批判の声でもあるが、それらは「しかし」という逆接の接続詞を介してそれぞれ(6)と(8)につながり、

「そのようなことは断じてあり得ない」や「今ある秘密の範囲が広がることはない」、「一般の方が巻き込まれることも決してない」、「そういうことは決してない」などの強固な語句で否定される。「自分に都合のいいことは肯定、自分に都合の悪いものは否定」である。(5)では国民の懸念内容が明示される。この点は、(4)で法案の修正内容が不明であり「対象非明示」であったこととは対称的である。(4)では与野党という「政治家の声が取り上げられ肯定的に評価」され、(5)から(8)では「国民の懸念する声を取り上げられ打ち消され」というように、「自分に都合のいいことは肯定、自分に都合の悪いものは否定」という対称性ともつながり、「話題・対象・行動の対称性」が観察される。

懸念の否定によって国民の不安は払拭されたかのように見えるが、否定という行為が否定されないものとの対比で意味を成すとすると、「そのようなことはない」という権力の主張に安心することはできない。たとえば、「今回の法律により今ある秘密の範囲が広がることはない」と言うが、「今あるものは広がらない」ことは「新しいものが追加されないこと」とは全く別の話である。「一般の方」という直示もどういう属性を持っている人を指すのか抽象的で恣意的である。「あなたは一般の人ではない」と指定されたら「巻き込まれる」ことはありうる。「厳罰はない」ということは「処罰がないこと」を意味するわけではない。「映画などの自由な創作活動」とあるが「何が自由で何が自由ではないか」は恣意的に決定されかねない。「自由ではない(制限を受ける)創作活動」だと認定されれば制限を受ける可能性がある。政府の行っている不安の払拭は、その強い否定とは反対に、十分に懸念が残るものである。しかしそれは「話題・対象・行動の対称性」・「対象非明示／対象明示」・「抽象的／具体的」という構造の中で巧妙に「向こう側」に背景化されてしまい、我々とは無関係のように位置づけられている。

(5)から(8)の連鎖でもトポスを介した説得が行われていると言えよう。「ある政治的行為や決定が人権ないし人道的信念や価値観と一致するならば、あるいは、一致しないならば、人はその行為や決定を行うべきである、あるいは、行うべきではない」という「人道主義のトポス」(ヴォダック, 2010; p.109)である。自由な言論活動は人道的に認められるものである。したがって、国民の懸念を否定して表現の自由が守られると主張することで、法律を肯定的に評価する条件を満たすことが可能になる。

3.6 逆解釈への誘導：自己肯定

- (9) むしろこれまでルールすらなかった特定秘密の取り扱いについて、この法律の下で透明性が増すことになる。そのことは明確にしておきたい。外交・安全保障政策を国民と情報を共有しながら透明性を確保した上で進めることは言うまでもない。

(9) では、「透明性の向上」という、法によって生じる未来の変化がメリットのように述べられ、肯定的評価が主張される。ここで特に注目したいのは、直前の(8)から(9)への転換に「むしろ」という接続詞が使用されている点である。「むしろ」は「しかし」のような単純な逆接を担っている接続詞ではない。「むしろ」は「どちらかといえば前に述べたことよりも後ろで述べることの方がより適切である」という意味関係の接続を担う。そのため読み手の解釈は「事実は逆で、つまり、良いことが多いのだ」という方向に制約され導かれていく。(8)と(9)とが「むしろ」で接続されているということは、(5)と(7)で述べられている「懸念」や「不安」は否定されず、それこそ「むしろ」その懸念や不安の存在が一旦は認められていると言える。つまり、「(5)や(7)のような不安もあるが、いいこともある。だから法律を受け入れなさい」と主張しているのが(9)である。そこには「価値評価の対称性」を読み取ることが可能である。そして、「ある特定の重要な観点からみて、ある行為が有用であれば、人はそれを遂行すべきである」という「有利性・有用性のトポス」(ヴォダック, 2010; p.107)がその主張を説得力のあるものにする。(9)の「外交・安全保障政策を国民と情報を共有しながら」という部分では国民が主格ではなく共格となっている。そして主格である主体は構文上は非明示である。そこから、この法律や今ここで展開している論理が、国民レベルではなく国家レベルのものであることが再確認できる。それは(1)(2)で確認した「国家から国民へのすり替え」の証左ともなる。

3.7 謙虚さの演出：見せかけの自己否定と他者肯定

- (10) 今後とも国民の懸念を払拭（ふっしょく）すべく、丁寧に説明をしていきたい。厳しい世論については、国民の皆様の叱正（しっせい）だと謙虚に真摯（しんし）に受け止めなければならないと思う。私自身ももっと丁寧に時間をとって説明すべきであったと反省もしている。

(10) 前半では「丁寧に説明をしていきたい」と述べている。説明を行う主体は政府であると考えるのが構文上の解釈であるが、言語形式上は明示されず「主体非明示」である。説明を行うのは「今後」であり「今ではない」。「～ていく」は今から未来への変化をイメージさせるが変化を確約してはいない。「話し手の希望や願望」を表す「たい」が用いられているが、決して「説明する」という宣言や約束に類する発語内行為⁵を「今ここで」遂行しているわけではない。述べているのは「未来への姿勢」であり、実際にそのように行動するか否かは不確定である。なぜ不確定なことを語るのか。それはこの「未来への姿勢」が「説明不足である」という国民世論への対応であり、国民の批判を受け入れる素振りを見せ謙虚で柔軟な姿勢を演出しているからである。

その姿勢を受け、後半では「丁寧な説明をすべきであったという反省」が語られる。ここで活用されるのが、「ある特定の重要な観点からみて、ある行為が有用であれば、人はそれを遂行すべきである」という「有利性・有用性のトポス」(ヴォダック, 2010; p.107), 「ある既存の決定事項が目的達成のために役に立たなかったり不利になるのであれば、その決定は変えられなければならない」という「無用性・不利性のトポス」(同, p.108)である。(10) 前半の主張は「有利性・有用性のトポス」によって説得力を持ち、後半は「無用性・不利性のトポス」によって「反省すべきこと」として位置づけられるが、「反省すべきこと(丁寧に説明すべきであった)」を述べて「改善策(説明していく)」を示すという展開になっていない点に注意する必要がある。両者の因果関係は明示的に示されていない。

この段落では、「私」という主体が言語形式上は非明示的であるが、「～と思う」という述語によって構文的には容易に推定される。しかし、「受け止める」とは言っていない。「～なければならない」の使用は個別具体論から「当為性がある」という一般抽象論へのすり替えに加担している。「～と思う」は命題内容が発話者の「主観的なもの」であることをマークしている。加えて「不確定性の付与」も行っている。「主観的な判断」は「個人」の考えであるがゆえに他者の考えとは異なる可能性を有する。そこから不確定性を帯びる。「一般的に当為性が認められる」と述べつつそこに不確定性を付与することで、その当為性を弱め、それによって「一般論」を更に「個人レベルの感想」に格下げしている。前半の「説明したい」が未来への姿勢を述べていたのとは対称的に、「～と思う」も「反省もしている」も「今ここ私」の心情を述べている。

(10) の前半と後半に「時間の対称性」が観察できる。それは「反省と改善」という「話題や行動の対称性」とリンクしている点において、「未来＝不確定／今＝確定」という対称性も生み出している。「反省」は「今＝確定」であり、「改善」は「未来＝不確定」である。

「～すべきであった」という表現には2つの点で注意が必要である。1つは「～べき」である。これは命題の当為性を述べるものである。と同時にその当為性は一般的にそう考えられるものとして描かれている。つまり、「～なければならぬ」の場合と同様、そのように考える主体は発話者ではなく世間一般ということになる。そこでは主体が隠されている、もしくは主体が離脱をしている。「た」という過去時制をとっている点も見逃してはならない。あくまで過去の出来事として描くことで、当該事態が現在や未来とのつながりの絶たれたものとして位置づけられている。それは「一般的に認められる当為性判断」も過去について述べているものであることを意味する。少なくとも「丁寧に説明すべきである」と今考えていると明示的に述べるが、未来において「丁寧に説明する」とは言っていない。

先に触れたが、「丁寧に説明をしていきたい」と述べられているが、その決意は「もっともっと丁寧に時間をとって説明すべきであった」という反省の結果導き出されたものではないと考えられる。それは「もっともっと丁寧に時間をとって説明すべきであった」という反省が次の(11)につながっていくという読み方が自然な読み方であり、「だから今後丁寧に説明する」という因果関係ではないと考えられるからである。(11)とは接続詞「しかし」で結ばれている。「反省」はいわば「取りあえず反省します」という部分的なものであって「認めつつも否定されるもの」として提示されていることになる。この反省は「見せかけ」である。

新聞社がルビを振るような漢語が用されている点も興味深い。一般に、漢語の方が硬いイメージがあり和語の方がくだけて生活になじんでいるイメージがある。「叱正」と「お叱り」では感じ取るニュアンスが異なる。漢語の「叱正」では「怒っている」という感情・情動的な意味が相対的に希薄になっている。また、反省という態度を「謙虚」「真摯」という漢語が演出をしている。肯定的な印象を与えようとしていると考えられる。「反省」という行為は自らを否定する行為であるので、当事者にとっては嬉しくない行為である。その気持ちを中和するかのように、分の悪い「反省」の前に「丁寧に説明をしていく」という

定型句⁶を配置して国民に肯定的解釈を持たせることで、否定的評価を軽減できる構造を取っている。

3.8 国家間の課題の再提示：背景

- (11) しかし、さきほど話をしたように、今まで秘密の指定、解除、保全、ルールがなかった。そこに問題がある。例えば、いわゆる日米安保についての密約の問題。私は官房長官や総理大臣を経験したが、その私も、あのいわゆる密約といわれた事柄について説明を受けなかった。

(10) で述べた「改善策」と「反省」を受け、(11) で述べられているのは、冒頭(1)で非明示的に述べられ、(9)でも軽く触れられた「国家間の課題」の再提示である。冒頭の「しかし」は(10)と(11)とを単純な逆接の意味関係で接続しているのではなく、「しかしその背景にはもっと大きな問題があったのだ」というような意外性を持つ展開を導入する意味で使われている。そこで活用されるのは「現実がその通りであるのだから、ある特定の行為／決定がなされなければならない」という「現実のトポス」(ヴォダック, 2010 ; p.110)である。十分に丁寧に説明しなかったという非を、「現実存在する大きな問題」を解決するための行為であり決定であったと正当化している。(10)から想定される思考を否定するメタ言語的否定を行いつつ順接的な話題展開を行うものとして使われており、一旦は「反省」をするものの、「丁寧に説明せずに法案を成立させたこと」の正当化を意図した展開になっている。この「しかし」には(9)における「むしろ」と共通する面を見出すことができる。(10)から(11)への展開もこのテキストの特徴を象徴的に示していると言えよう。読み手は「危険・脅威のトポス」(ヴォダック, 2010 ; p.108)を活性化することにもなり、「そのような危険・脅威があるのであればそれに対して何らかの手を打つべきだ」という解釈を導き出すであろう。それによっても政府の種々の行為が正当化される。(1)や(2)で行っていた「暗示的説得」がここでも繰り返されている。

3.9 よりよい変化：自己肯定

- (12) しかしこの法律ができたことによって、今後は変わる。総理大臣は今後、特定秘密について情報保全諮問会議に毎年毎年報告をしなければ

ならない。当然、項目において特定秘密について説明を受ける。受けた説明をこの諮問会議に説明する。そして諮問会議はその意見を国会に報告する。これが大きな違いだ。

(11) で読み手にある解釈を導き出させた後で、正しい答えを示すかのように、(12) では(11) で列挙された問題が「変わる」・「解決できる」と主張される。そこでは「これまで（過去，現在）—これから（未来）」、「問題—解決」という対立軸が構築されている。過去・現在の課題がよくない性質のものである場合、未来の変化（課題の解決）は好ましい変化としてイメージされやすい。そして、(11) から(12) への展開は「しかし」を用いて逆接関係で接続されている。それにより、2つの対立軸は「悪い状態—良い状態」という対立軸をも含んでより鮮明になる。(11)・(12) の連鎖から読み取れる主張は、「反省はしているけれど、もっと大きな問題がある。それがこの法律によって解決できるのだ」というものであり、「つまり、トータルで見たらプラスがあるのだ。だから受け入れなさい」という非明示的な主張である。それを補強するのは、何度も使われてきた「有利性・有用性のトポス」である。(1) から(10) までの連鎖関係と同じ関係が(11) と(12) との間にも見出せるということであり、「いろいろあるけどトータルで見たらプラスがあるのだ。だから受け入れなさい」という権力の主張が2回繰り返され非常に強い効果をもたらしていると言える。

3.10 変化その1：自己肯定

(13) だから、今までのように、総理大臣も知らないという秘密はありえない。そして誰がその秘密を決めたかも明らかになる。そういう意味において、まさにしっかりとルールができ、責任者も明確になるということは申し上げておきたい。

(13) 以降ではテキスト全体の約三分の二を占める形で、複数の具体例を挙げて何がどう変わるかという「これからの変化」が述べられる。(12) まで、特にテキスト前半部分の(5) から(8)・(9)にかけては抽象的な内容の主張が多かったのとは対称的である。個々の段落を超えたテキスト間においても「抽象的／具体的」という対称性が観察されるということである。

まず、「総理大臣も知らないという秘密はありえない」などの3例を挙げ、変わると主張する。ここで援用されているのは「法律、または他の成文化した規範が特定の政治行政上の行為を命じるか、もしくは禁じるならば、その行為は実行されるか、もしくは実効されてはならない」という「法のトポス・権利のトポス」(ヴォダック, 2010 ; p.110)である。「そういう法律なのだからそういうルールができるのだ」という主張である。また、「ルールができること」や「透明性が高まること」は一般に「よいこと」であると認識されるので、「有利性・有用性のトポス」も論の補強に使われうる。

「ルールができる」と言っているが、世論はそのルール自体に問題があると言っており、説明は噛み合っていない。また、そのルールは「特定秘密」に指定されたものに適用されるルールであって、ルールの存在が「特定秘密として公にならない秘密が存在しないこと」を意味するものではない。関係者が特定秘密に指定せず本当の意味で秘密にしていたら説明にも報告にも上がってこないであろう。しかし、運用面での潜在的な問題には触れず、もっぱら「毎年毎年報告をしなければならない」、「当然、～説明を受ける」、「諮問会議に説明する」、「国会に報告する」、「総理大臣も知らないという秘密はありえない」、「誰がその秘密を決めたかも明らかになる」、「まさにしっかりとルールができ」、「責任者も明確になる」という肯定的な意味を持つ語や表現を用いて数え上げることで、手続き的に透明度が高くなり、優れているという肯定的な印象を与えている⁷。ここでも「有利性・有用性のトポス」に依拠した「見せかけ」の補強が行われている。

3.11 変化その2：自己肯定

- (14) また、例えば特別管理秘密は42万件ある。この42万件のうち、9割は衛星情報。おそらくこれ、皆さんもご存じなかったと思う。私も知らなかったわけだから、当たり前だ。そこに問題がある。これからはこういうカテゴリーが明らかになる。9割は衛星情報、そしてそのあと多くが暗号だ。そして、さらにはそれぞれの自衛隊の艦船等細かい性能は全部秘密になっている。そういうものがカテゴリーとして明らかになっていく。中身、どういうカテゴリーになっているかということについては、いわば透明性は増していくということになる。
- (15) 42万件も総理が管理できるのかという批判もあったが、まさにそう

いくなかにおいて、9割は衛星写真だから、衛星写真というカテゴリーになる。この解像度自体がどれくらい精密に撮れているかは秘密だ。あとは暗号、武器の指定。そして残りについては、さらにカテゴリーが分かれていることになっている。それを総理大臣は把握する。格段に、そういう意味ではルールのもとで指定が行われ、解除が行われ、さらには誰が責任かも、責任をもっているかも明らかになっていくということとははっきりと申し上げておきたい。

(14)では、具体的なカテゴリーた秘密の内容が例示され、「カテゴリーとして明らかになっていく」ので、「透明性は増していくということになる」と述べている。(15)では、「そして残りについては、さらにカテゴリーが分かれていることになっている」とも述べている。この部分も透明性が高まるように思わせるものとなっている。ここでは「定義のトポス」が利用されている。「もしある行為、物事、あるいは人（人々の集団）がXと名づけられたり指定されたなら、その行為、あるいは人（人々の集団）はXの（字義通りの）意味が含意する性質や特性、属性を持つ、もしくは持っているはずである」という論理である（ヴォダック，2010；p.108）。そのため情報の透明さが増すように読み手は感じるであろう。

しかし、ここにも見せかけがある。まず、ここで挙げられているカテゴリーは施行前に公言しているものであり、法の施行によってはじめて明らかになるものではない。具体的なカテゴリー名を複数挙げられると、先に挙げた「定義のトポス」が活性化され、物事がはっきりするかのように考えるが、それは法の施行後の変化ではない。また、カテゴリー名だけ判明しても、実際にはどういう具体的な情報がそのカテゴリーに属するのか、ある種の情報がどのカテゴリーに属するのか、その判断は誰がどう行うのかという点が明確にされていないので不十分である。「ルールのもとで指定が行われ、解除が行われ」とあるが、この「ルール」は先に挙げた「説明—報告」というものを指しているのであって、それは「指定の基準」に関するルールではない。指定したものをどうするかというルールである。

この2つの問題点を合わせると、決して情報の透明性が大きく変化するとは考えられない。にもかかわらず、「明らかになっていく」、「透明性は増していく」、「把握する」、「ルールのもと」、「責任」、「はっきりと申し上げておきたい」

という肯定的評価の意味合いを強く持つ語や表現が繰り返し使われる。「～ていく」は物事の変化を強くイメージさせる効果を持つため、「変わるのだ」という肯定的な印象を持ちやすい。そこに「有利性・有用性のトポス」が加われれば、「変わることがよいことなら法を認めるべきだ」という見せかけの解釈が生まれてくる。

3.12 変化その3：他者否定と自己肯定

- (16) 廃棄においてもルールができる。いままで4万件の廃棄されたもののうち、3万件が民主党政権時代に、たった3年間のうちに防衛秘密が廃棄された。どうして廃棄されたのか、誰が責任があったのか。それも明らかじゃない。つまり格段に透明性も責任もルールも明確になるということは、はっきり申し上げておきたい。こういう説明をしっかりとりしていけば、必ず私は国民の皆様のご理解をいただけると思う。

ここでは民主党政権時代の事例を取り上げている。「できる」という語は今の時点ではルールが「ない」ことを前提としているので「変化」である。利用されているのは「数がある特定のトポスの証拠となるのであれば、ある特定の行為が実行されるべきである、もしくは実行されるべきではない」という「数のトポス」である（ヴォダック，2010；p.110）。「4万件のうち3万件」という膨大な数字は「危険と脅威のトポス」や「無用性や不利性のトポス」を補強し、それを解決する対応、つまりこの法案の正統性を裏付けるものとなる。しかし、ここにもある種のレトリックが存在する。まず「4万件のうち3万件」という数の提示である。先に言及したカテゴリーの話では例こそ示されたが数は示されず「残りについては、さらにカテゴリーが分かれている」という漠然とした説明があったのとは対称的である。また、民主党政権の前は一時期を除き自民党が長期にわたって政権の座にあったわけで、その自民党政権時代がどうだったのかということ述べていないのは、「肯定的な自己提示と否定的な他者提示」（ヴォダック，2010；p.106）という対立軸を具体化したものであり、自分にとって都合のいいことは主張し、都合の悪いことは語らないというレトリックである。「どうして廃棄されたのか、誰が責任があったのか。それも明らかじゃない」ということもルールが存在していなかったということを自動的に意味するわけではなく、非論理的な批判である。

どのような「廃棄するルール」ができるのかについては、「格段に透明性も責任もルールも明確になる」と言うだけで中身については言及がない。「こういう説明をしっかりとしていけば、必ず私は国民の皆様のご理解をいただけると思う」と自信を見せているが、「こういう説明をしっかりとしていけば」という未来の行動は、裏返せば、今の時点では説明がないことを意味する。結局、「廃棄のルール」に関しては、今までの事実を批判し自分がその対極にいるという構図を示すだけであり、「批判対象とは対称的である」というイメージを形成しようとしているに過ぎない。ここでも「格段に」、「透明性」、「責任」、「ルール」、「明確になる」、「はっきり」、「説明」、「しっかりと」、「必ず」という肯定的な意味で用いられやすい語や「申し上げる」、「皆様」、「ご理解」、「いただける」という謙譲語・尊敬語、恩恵を受けたこと示す「いただく」が使用されている。これらによって穏健で「見せかけ」の肯定的な印象を引き出そうと意図しているものと思われる。

3.13 施行宣言：自己肯定

(17) そしていつ施行していくか、これはまず1年ありきということでもないが、しっかりとチェック機能も含めて、この制度設計を行っていく。今申しあげたみたいな説明をしっかりと行っていく。その上において、しかるべき時に施行していきたい。

(17) 前半は、「しっかりと」、「制度設計を行っていく」、「説明をしっかりと行っていく」という今後への姿勢、未来の変化が具体的な事例を伴わずに繰り返し語られるだけの空疎な発話である。ここまで具体的な変化がいくつも述べられてきたこととは対称的である。(10)と同じく、「チェック機能が不十分だ」という国民の批判に積極的に耳を傾ける姿勢を提示しているが、その一方で、後半では、施行時期については「まず1年ありきということでもない」・「しかるべき時に施行していきたい」という「時限」がやや具体的に述べられている。「～ていく」の使用が、主体こそ非明示的であるが、誰かがその「施行」という変化に向かって確実に進んで行くのだ、ということを明確にイメージさせる。つまり、前半で肯定的評価をもたらす文脈を形成し、その中で、新たな批判を受けかねない「施行宣言」を行っている。「ある国家または人々の集団が特定の問題の出現に関与しているのだから、その国家ないしその集団は

それらの問題の解決策を見つけるために行動すべきである」という「責任のトポス」(ヴォダック, 2010; p.109)を利用し, 国民の懸念を押し切って法案を成立させ施行を目論む自らを正当化していると言えるであろう。

3.14 課題再提示：他者否定

- (18) 菅政権が隠したあの漁船のテープはもちろん特定秘密にはあたらない。誰がその判断をしたのか, 明らかではない。菅総理なのか仙谷宜房長官なのか福山官房副長官なのか。だれが本来公開すべき, 国民の皆様にも公開をし, 世界に示すべき, 日本の立場の正しさを示すテープを公開しなければならないのに公開しなかったか。間違った判断をしたのは誰か。このこともみなさんわからないじゃありませんか。

(18) では先の民主党政権時代に発生した「尖閣諸島付近における中国船籍漁船と海上保安庁との衝突事件」の例が挙げられ, 対応に問題があったという主張がなされる。「特定の行為が特定の帰結を生むということを歴史から学ぶことができるため, 言及された歴史上の例と比較できる(とされる)特定の状況においては, 特定の行為を実行するか, または実行してはならない」という「歴史のトポス」(ヴォダック, 2010; p.110)を利用している主張である。その段落で言っていることは, 「みなさんわからないじゃありませんか」と問いかけるだけで明示的には述べていないが, 「この法律ができる前の過去の例を見れば問題がある。その問題をこの法律は解決できる。(だから法律が必要なのだ)」ということである。

ここでは, 「自分と他者」・「与党と野党」・「自分と政敵」という複数の対立構造が利用され, 他者への批判, 「否定的な他者提示」(ヴォダック, 2010; p.106)が行われている。それは当時の民主党政権の要職にあった個人名とその役職が明示されたもので, 非常に明確で具体的な批判である。そして, それが「秘密を保護する法律が必要である」ことの「背景」として利用されている⁸。この「秘密を保護する法律が必要である」ことの「背景」はすでに(1)・(2)と(11)で2回行われており, この(18)で3回目である。

3.15 変化その4：自己肯定

- (19) しかし, 今度の法律によって, そもそもこれは特定秘密にはならない

が、もし特定秘密にしたのであれば、その責任も全て所在は明らかになる。5年ごとに指定が解除されるかどうかということについてもチェックされる。大切なことは、しっかりとルールを定めて保全をしていく。保全はきっちりしていくということではないかと思う。

(18) で暗示的に述べられていた主張は (19) でも語られる。(19) では、過去の例における問題点がいかに解決されるかということを明示的に述べている一方で、だから法律が必要なのだということは明示的には語られない。「ルールを定めた保全」を「きっちり」と行うという趣旨のことも述べられるが、その主張には「ある国家または人々の集団が特定の問題の出現に関与しているのだから、その国家ないしその集団はそれらの問題の解決策を見つけるために行動すべきである」という「責任のトポス」(ヴォダック, 2010 ; p.109) が利用されている。

ここで行われているのは、「肯定的な自己提示」(同, p.106) であり、(18)・(19) とで「否定的な他者提示と肯定的な自己提示」という対立軸が完成する。これは当時の民主党政権批判を利用した主張であり、それは当該法案のイメージを向上させるために行われているいわゆるネガティブ・キャンペーンと同様だと見てよい。それに対し当該法案については「その責任も全て所在は明らかになる」、「5年ごとに指定が解除されるかどうかということについてもチェックされる」、「しっかりとルールを定めて」という抽象論に終始する。そこには「自己は抽象的／批判対象の他者は具体的」というレトリックが観察される。

3.16 変化その5：自己肯定

(20) 当然そうした特定秘密もそうだが、秘密文書は、歴史の判断を受けなければならない。つまり 国立公文書館にスムーズに移管される。その ルールも今度はちゃんとできあがるわけで、現在の状況よりもはるかに 私は改善されると思っている。

最後の (20) では、秘密情報に関してどのように公文書を保全をしていくのかについて語られる。しかしそれは、「国立公文書館にスムーズに移管される。そのルールも今度はちゃんとできあがるわけで」と述べるに留まる。具体

的な説明ではない。「スムーズ」「ちゃんとできあがる」といった肯定的な語が使用され、なぜかこの部分だけは明示的に「私は～と思っている」という形式で「主体」が明示される。しかし「改善される」という語が使用されていることに注意したい。「される」という受け身構文が使用されていることから分かるように、改善の主体は話者ではない。つまり話者はこの改善に責任を負っていない。「と思う」は「話し手の主観性」をマークする言語形式である。以上から考えると、(17) や (19) に観察できた「責任のトポス」はここには見られない。逆に「脱当事者化」のような言動が行われている。「誰かが改善する」と「私は思っているだけ」である。

4. 考察のまとめ

ミクロレベルの考察を通して、「主体非明示／主体明示」・「対象非明示／対象明示」・「抽象的／具体的」・「過去／現在／未来」・「自己／他者」・「肯定／否定」といった対立軸の存在が確認できた。また、読み手の解釈が導き出される過程においては、言語形式による効果だけではなく、ヴォダック (2010) の言う「論理命題 (トポス)」が種々の影響を与えていると考えられることもわかった。

どの「論理命題 (トポス)」を導き出すかは、文中の言語形式や意味がその引き金となっていると考えられる。読み手は、テキストを読むことによってその字義的意味を刺激として受け取り、それが自身の世界の知識に取り込まれている「論理命題 (トポス)」を活性化させる。それによってある解釈を想定することになる。発信者は読み手にそのような解釈を想起させることで自らの主張を論理的なものとして受け取らせることに成功している。逆の言い方をすれば、発信者が、語や文法といった言語形式と意味の中に特定の「論理命題 (トポス)」を活性化させることにつながる引き金を仕込んでおけば、読み手を一定の程度で「発信者が読み手に望む解釈」へと誘導していくことが可能であるということでもある。

本稿は最初に、記者会見において、批判の多い法案を成立させた政権が「『権力の維持や強化』をどのような語りや論理で行ったのか」という研究課題を立てたが、ミクロ面に限って言えば、種々の対立軸をテキスト内に設定し、言語形式や意味を手掛かりにして読み手にさまざまな「論理命題 (トポス)」を活性化させ、ある種の推論へと導くことで「権力にとって望ましい解

積」にたどり着かせる，それが時には明示的に時には暗示的に行われている，そのような形で「権力の維持や強化」が行われていた，というのがその研究課題に対する本稿の解答である。

最後に，2014年12月10日に特定秘密保護法は施行された。国会通過から1年，ついに首相の「国民の皆様に対する丁寧な説明」はなかった。「叱正を謙虚に真摯に受け止め，不安を払拭すべく丁寧に説明をしていく」という首相のことは本稿は見せかけやまやかしであると分析したが，現実においてもそれらはまさに見せかけであり，まやかしであったことをここに銘記しておきたい。

5. 提言

本稿が明らかにした「権力の維持や強化」の実態は「明示／非明示」という談話行動の実践としてまとめることができる。何かを見せたり見せなかったり，抽象的な見せ方をしたり具体的に見せたりすることを通して，自然に，かつ，巧妙に「権力の維持や強化」を行っているということである。複雑な現代社会を生きる我々にはこの『見え方』をコントロールする『見せ方』をしっかりと見極める力が要求される。ことの本質がその見え方通りだとは限らない。見えないからといってそれが存在していないとは限らない。「見えるものに惑わされない目」と「見えないものを見る目」の両方が必要である。それが批判的リテラシーであろう。批判的リテラシーを養うためには，自分が何をどう見ているのかをメタ的にモニターし，その見方を自分自身の中で検証することが重要である，異なる視点から解釈し直してみることも有益であろう。この点において，教育者の果たす役割には大きなものがある。大学教員は，学生に対する批判的リテラシーの涵養を重要な課題として認識し，今まで以上に意識して研究・教育に従事すべきである。

注

1 両論文には，基本的な方法論等，重複する点があることをあらかじめお断りする。

2 <<http://digital.asahi.com/articles/TKY201312090452.html>> (2013年12月10日閲覧)

なお，首相官邸 HP 上の談話は下記 URL で確認できる (2014年12月9日閲覧)。

<http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/1209kaiken.html>

3「日本にはその種の法律がなかった」という知識が読み手の世界の知識の一部となっている場合はそれが活性化され，同じ解釈に至ることになる。

- 4 国家安全保障会議の設置は特定秘密保護法案よりも先に検討され、創設関連法が2013年11月27日に国会を通過した。
- 5 発話という「ことばを口にする行為」を行うと同時に遂行される別の行為を指す。
- 6 集团的自衛権行使容認や沖縄基地を巡る談話の中でも確認することができる。
- 7 東京新聞の「首相発言を削除 政府の秘密法議事要旨 公開議事録から判明」という記事が、その透明性に懸念があることを報じている。また、毎日新聞は、秘密指定・解除の基準を首相に答申する有識者会議「情報保全諮問会議」について「内閣官房はインターネットで議事要旨を公表しているが、発言者名を伏せている」と報じている。透明性の低さが懸念される事態が施行前においてすでに生じている。
<<http://www.tokyo-np.co.jp/article/feature/himitsuhogo/list/CK201402130210004.html>>, <<http://mainichi.jp/select/news/20140213k0000m010133000c.html>>
(共に2014年2月13日閲覧)
- 8 新聞報道によると、政府が公開した録画はインターネット上に存在していたものと違いはなく新しい内容はなかったという。実質的に公開されていたものを政府も公開したにすぎず、特定秘密保護法による改善例には当てはまらないということになる。
<<http://www.tokyo-np.co.jp/article/politics/news/CK2014021302000146.html>>
(2014年2月13日閲覧)

参考文献

- テウン・A・ヴァン・デイク (2010) 「学際的な CDA 多様性を求めて」, ルート・ヴォダック, ミヒャエル・マイヤー編著, 野呂香代子監訳 (2010) 『批判的談話分析入門』三元社. pp.133-166.
- 名嶋義直 (近刊) 「特定秘密保護法に関する記者会見記事の批判的談話分析—トピック・連鎖・構造を中心に—」『日本語語用論フォーラム1』ひつじ書房.
- ルート・ヴォダック (2010) 「談話の歴史的アプローチ」, ルート・ヴォダック, ミヒャエル・マイヤー編著, 野呂香代子監訳 (2010) 『批判的談話分析入門』三元社. pp.93-131.
- Reisigl, Martin and Wodak, Ruth (2001) *Discourse and Discrimination: Rhetorics of racism and antisemitism*. London: Routledge.
- van Dijk, T. A. (2009) 'Critical Discourse Studies: A Sociocognitive Approach'. In: Wodak, Ruth and Meyer, Michael.(eds.)*Methods of Critical Discourse Analysis-Second Edition*. pp.62-86. London: SAGE.
- Wodak, Ruth and Meyer, Michael (eds.) (2001) *Methods of Critical Discourse Analysis*. London: SAGE.

* 本稿は、科学研究費補助金事業（学術研究助成基金助成金）挑戦的萌芽研究 課題番号：25580084 代表者：名嶋義直，による研究成果の一部である。

A Critical Discourse Analysis of Press Conference Talk about the Act on the Protection of Specially Designated Secrets

Yoshinao NAJIMA

This paper is a Critical Discourse Analysis (CDA) on a news paper article that consists of press conference talk about the Act on the Protection of Specially Designated Secrets by the prime minister ABE Shinzo. A research question is to reveal that how the government achieved to keep or strengthen their power in what way.

As a result of the analysis, some contrastive frames/depictions were observed in the local (micro) perspective of the text. For example, subject explicit / implicit, object explicit / implicit, concrete / abstract/, past / present / future, we / others, positive/ negative, and so on. The prime minister ABE Shinzo used these rhetoric and encouraged hearer/reader to activate 'topos' that bridge the inference and constrain it. It had been implicitly or explicitly performed cleverly.

Through practicing the "replacement" or "pretending" in such way, the discourse actions to maintenance and enhancement of power has been performed. This is the conclusion of this paper.